



～相続対策における生命保険の活用メリット～



メリット1 「非課税枠の活用」

生命保険の死亡保険金は相続税の対象ですが、「500万円×法定相続人の数」だけ非課税となります。保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の対象となります。（相続人以外の人を取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。）



メリット2 「遺産分割を円満に行える」

生命保険は、明確な遺言書がなく遺産分割協議（遺産を誰に渡すかの話し合い）になっても、死亡保険金の受取人が決まっているので相続しやすいと言われています。遺言書に記載されている内容が、法定相続人が遺留分（最低限相続できる財産）を侵害した場合でも、死亡保険金は遺留分の対象にはなりません。

死亡保険金は相続財産ではなく、保険金受取人の固有の財産とみなされ、相続放棄をした人でも受け取ることができるものとなるからです。



メリット3 「葬儀費用や納税資金などまとまった現金をすぐに調達できる」

生命保険を利用することで、葬儀費用や納税資金のために現金が必要となった場合にもすぐにお金の調達が可能となります。名義人の死亡時点で、金融機関の預金は「相続財産」の扱いとなり、遺産分割協議が整うまでは、預金の引き出しができません。各金融機関によって方法は異なりますが、預金を引き出すには遺産分割協議書、相続人の印鑑証明書、戸籍謄本などの書類を提出する必要があるため、手続きに相当な時間がかかります。これに対して死亡保険金は、受取人が請求手続きをすれば、5～10日程度で受取人が指定する口座に支払われます。



「高齢になった」「病歴があるから生命保険に入ることができない」と思いこんでおられる方も多いと思います。

生命保険加入年齢が90歳まで取り扱う保険会社が増えており、また、病気になっても加入できる保険会社もございます。

「昔、郵便局で養老保険に入っていたが、満期になって受け取ったので、保険には加入していない方」「生命保険には加入しているが、非課税枠の限度いっぱいまで加入していない方」は、生命保険の活用も相続対策のひとつの方法として考えてみてはいかがでしょうか。

ご不明な点などございましたら、担当者まで、お気軽にお問合せください。

税理士法人
土手内総合事務所